

海老名市就労前準備訓練事業及び居場所支援事業
業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

本実施要領は、海老名市就労前準備訓練事業及び居場所支援事業業務委託（以下「本業務」という。）の受託候補者を、公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものである。

1 業務の概要

(1) 委託業務名

海老名市就労前準備訓練事業及び居場所支援事業業務委託

(2) 目的

本事業では、生活困窮者、生活保護受給者及びひきこもり者（以下「生活困窮者等」という）の社会的な孤立や心身の健康問題、就労経験の不足、生活リズムの乱れ等が原因で、すぐに働くことが難しい者等に対し、生活習慣の改善や自宅以外で本人が安心・安全を感じられる場の提供を行い、自立へ向けた一歩を踏み出すための支援を行うことで生活困窮の防止及び生活保護制度からの脱却や社会とつながる機会の創出を目的とする。

就労前準備訓練事業と居場所支援事業を併設し、同一事業者に委託することにより、円滑な情報共有を図り、当事者の意欲の高まりの機会を逃すことなく、自立に向けた切れ目のない支援を行う。

(3) 業務の内容

別添「海老名市就労前準備訓練事業及び居場所支援事業業務委託に係る公募型プロポーザル要求仕様書」のとおり

なお、各事業の一方だけを受託することはできないものとする。

(4) 委託期間

令和8年8月1日 から 令和11年7月31日 まで

なお、事業開始は令和8年10月1日からとする。

(5) 年度別提案上限額（消費税相当額を含む）

年度ごとの提案上限額は次に示すとおりとする。なお、ここに示す金額は契約時の予定価格を示すものではなく、事業の最大規模の想定金額とする。

・令和8年度	15,457,000円	（令和8年8月1日～令和9年3月31日）
・令和9年度	19,706,000円	
・令和10年度	20,401,000円	
・令和11年度	7,193,000円	（令和11年4月1日～同年7月31日）

(6) 担当部署

〒243-0492

神奈川県海老名市勝瀬 175 番地の 1

海老名市 保健福祉部 生活支援課 自立支援係

電話 046-235-9015(直通)

E-mail:seikatsu@city.ebina.kanagawa.jp

2 選定方法等

(1) 選定方法

本プロポーザルでは、海老名市就労前準備訓練事業及び居場所支援事業業務委託に係る公募型プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、応募資格を確認の上、応募提案を審査し、最優秀提案者の選定を行うものとする。

審査は、提出書類に関する必要な確認及び別途提示する課題についてのプレゼンテーションとヒアリングを行う。詳細については後述のとおりとする。

(2) 審査結果の通知等

審査結果は審査対象者すべてへ通知するとともに、市ホームページで公表する。

なお、審査内容に関する問い合わせは受け付けないこととする。

(3) 情報公開

プロポーザルの結果について海老名市情報公開条例（平成14年条例第32号）に基づく公開請求があった場合、同条例第7条各号に掲げる非公開情報を除き、公開する。公開の可否は、市が判断する。

3 スケジュール

番号	項目	期日等
1	プロポーザル公表、参加意向申出の受付開始、質疑の受付開始	令和8年5月1日(金)
2	質疑の受付締切り	令和8年5月13日(水)正午
3	質疑に対する回答の公表	令和8年5月15日(金)
4	参加意向申出の締切り	令和8年5月20日(水)
5	参加資格確認結果の通知、企画提案書等の提出要請	令和8年5月25日(月)
6	企画提案書等の提出締切り	令和8年6月10日(水)
7	一次審査(書類審査) ※選定委員による書類審査のため提案者の出席は不要	令和8年6月18日(木)
8	一次審査結果の通知、二次審査の参加要請	令和8年6月19日(金)
9	二次審査(プレゼンテーション・ヒアリング) ※出席者 3名まで	令和8年6月29日(月)
10	二次審査結果の通知、受託候補者の特定	令和8年7月1日(水)
11	契約締結	令和8年8月1日(土)

※スケジュールは予定であり変更する場合がある。

4 参加資格

このプロポーザルに参加できる者は、本業務を安定かつ円滑に実施できる能力と適正な実施体制を有する法人とする。

なお、団体の法人格は問わないが、個人で応募することはできない。

また、本プロポーザル公表日現在において、次に掲げる要件をすべて備えている者とする。ただし、この公表から最優秀提案者決定までの期間に次に掲げる要件を一つでも満たさなくなった場合は、プロポーザルに参加し最優秀提案者になることはできない。

- (1) 海老名市競争入札参加資格者登録名簿に登載されている者であること。

なお、名簿に登録されていない場合、次の書類を整え応募書類と併せて提出できる者とする。

ア 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）。共同事業体の場合は全ての構成員分が必要。

イ 法人の業務（事業）報告書、損益計算書又は収支計算書及び貸借対照表（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）

ウ 暴力団排除事項に関する誓約書（必須）

エ 暴力団員等調査同意書及び役員名簿及び納税状況調査同意書

オ 契約に関する代理人の委任状（支店を相手方とする場合）

- (2) 海老名市競争入札参加停止等措置要綱（平成 21 年度 4 月 1 日制定）の規定による停止措置を現に受けていないこと。

- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。

- (4) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てがされていないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限り）を受けた場合は、この限りではない。

- (5) 事業者及びその代表者又は役員等が海老名市暴力団排除条例（平成 22 年条例第 43 号）第 2 条第 2 号から第 5 号までのいずれにも該当しないこと。

- (6) その他法令等に違反していないこと又は違反するおそれがないこと。

- (7) 令和 3 年度から令和 7 年度までの間に、地方自治体を相手方とし、生活困窮者等の支援に関する契約を履行（履行中である場合には、履行開始後 6 箇月以上経過している。）した実績を有すること。

5 配付書類

- (1) 入手方法

海老名市ホームページからダウンロード

- (2) 配付書類一覧

- ア 海老名市プロポーザル方式契約実施取扱要綱
- イ 海老名市就労前準備訓練事業及び居場所支援事業業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領
- ウ 海老名市就労前準備訓練事業及び居場所支援事業業務委託に係る公募型プロポーザル要求仕様書（以下「要求仕様書」という。）
- エ 海老名市就労前準備訓練事業及び居場所支援事業業務委託に係る公募型プロポーザル様式集
- ※ 海老名市契約関連規程は、契約検査課の入札・契約ホームページを必ず確認すること。
- ※ 本要領のほか、本件プロポーザル関係書類に変更等が生じた場合、質疑の回答欄に掲載する。

6 参加意向申出

プロポーザルの参加を希望する場合、次のとおり申し出ること。

参加意向申出を受けて市で参加資格の確認を行う。確認結果については、参加資格審査結果通知書（要綱・第2号様式）により文書で通知する。参加資格を有していることが確認できた者に対して、関係書類提出要請書（要綱・第3号様式）により企画提案書等の提出を要請する。

提出書類	① 「海老名市プロポーザル方式参加意向申出書」（要綱・第1号様式） ② 「調査書」（様式1）
提出部数	各1部
提出期限	令和8年5月20日(水) 午後5時までに必着
提出先	海老名市保健福祉部生活支援課(市役所本庁舎西棟) 〒243-0492 海老名市勝瀬175番地の1 電話 046-235-9015(直通) E-mail seikatsu@city.ebina.kanagawa.jp
提出方法	郵送、持参、メールのいずれか ① 郵送の場合 特定記録郵便等追跡可能な郵便で送付すること。(郵便事故等については提出者のリスク負担とし、異議を申し立てることはできない。) ② 持参の場合 提出期限日までの月曜日から金曜日において、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時までの間のみ受付 ③ メールの場合 メール送信後、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時までに電話にて受信の有無を確認すること。 メールの件名は「【プロポーザル参加意向申出 社名(事業者名)】」とすること。

7 質疑方法等

プロポーザルに関する質疑は、次のとおり受け付ける。ただし、審査に支障を来す質問及び委託業務の実施に必要なないと判断される質問並びに電子メール以外の手段による質問は受け付けない。

提出方法	「質問書」(様式2)により電子メールにて提出すること。
回数	提案者ごとに1回まで ただし、回答内容に対し再質疑を要する場合は相談すること。
提出先 アドレス	seikatsu@city.ebina.kanagawa.jp ※ メール の 件名 は「【プロポーザル質問 社名(事業者名)】」とすること。
提出期限	令和8年5月13日(水)正午受信まで(必着) ※ メール送信後、土曜日、日曜日、及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時までに電話にて受信の有無を確認すること(最終日は午後1時まで)。
質問の回答	令和8年5月15日(金)に海老名市ホームページで公表する。

8 企画提案書の提出

市から参加資格が認められ、企画提案書等の提出要請を受けた者は、次のとおり担当部署まで提出すること。

提出書類 提出部数	次の書類を12部(正本1部、副本11部)提出すること ① 「海老名市プロポーザル方式提案書等提出意思確認書」(要綱・第4号様式) ※ 副本には添付不要とする。 ② 「企画提案書」(様式3) ※ 副本には、提案者名(会社名)を表示しないこと。 ※ カタログを添付する場合は正本にのみ添付すること。 ③ 「見積書」(様式4)
提出期限	令和8年6月10日(水)午後5時まで必着(郵送の場合も同様)
提出先	海老名市 保健福祉部 生活支援課(市役所本庁舎西棟) 〒243-0492 海老名市勝瀬175番地の1
提出方法	郵送又は持参 ① 郵送の場合 特定記録郵便等追跡可能な郵便で送付すること。(郵便事故等については提出者のリスク負担とし、異議を申し立てることはできない。) ② 持参の場合 提出期限日までの月曜日から金曜日において、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時までの間のみ受付

9 提出書類作成上の留意点

- (1) 提出書類は、言語は日本語、数字はアラビア数字、通貨は日本円を使用して作成すること。
- (2) 企画提案書に係る留意点は、企画提案書に記載のとおりとする。なお、複数の応募又は複数の企画提案書を提出することはできない。
- (3) 提出書類等は、原則としてA4縦型の用紙（印刷の向き：縦、文字方向：横書き、文字サイズ：12ポイント）を用いること。
- (4) 両面印刷は可とするが単一の書類に限ることとし、異なる様式等の両面印刷は行わないこと。
- (5) 正本と副本の内容は、字体・色等を含め、すべて同一とすること。また、正本と副本とが識別できるよう提出すること。副本については、提案者名は記載しないこと。
- (6) 提出後の提出書類の記入内容の変更は、原則として認めない。

10 審査

(1) 審査の対象者

市が審査書類の提出要請を行った者を審査の対象とする。

(2) 最優秀提案者の特定方法

審査は、各評価項目について、一次審査及び二次審査を行う。

いずれも、各選定委員の得点により、選定委員ごとに順位をつけ、その順位に応じて順位点を配点し、配点された順位点の合計得点により判断する。

(3) 一次審査

一次審査では、提出された企画提案書等について書類審査を行い、上位3者程度を二次審査対象者として選出する。審査方法等については、次のとおりとする。

審査予定日	令和8年6月18日(木)
審査方法	選定委員会による書類審査 ※ 提案者の出席不要
評価基準	「提案評価基準」により審査を実施する。
順位点	1位…5点、2位…4点、3位…3点、4位…2点、5位…1点、以下…0点
その他	※選定委員の採点中に「E」がある場合は「選外」とする。
審査結果の通知	令和8年6月19日(金)以降 一次審査結果については、対象者全員へ文書で通知する。 また、二次審査対象者に対しては、二次審査に関する詳細を通知する。

(4) 二次審査

二次審査では、提案者からのプレゼンテーション及び選定委員によるヒアリングを行い、最優秀提案者を特定する。審査方法等については、次のとおりとする。

審査予定日	令和8年6月 29 日(月)
審査内容	① 本業務委託に関するプレゼンテーション ② 提案者に対するヒアリング
出席人数	3名以内 うち1名は統括責任者または運営責任者となる予定の者が出席すること。
審査時間	プレゼンテーション: 15 分以内 ヒアリング: 30 分程度。プレゼンテーション終了後に実施する。
評価基準	「提案評価基準」により審査を実施する。
順位点	1位…5点、2位…3点、3位…0点 ※選定委員の採点中に「E」がある場合は「選外」として取り扱う。
審査結果の通知	審査結果は、対象者全員に個別に文書で通知するとともに、市ホームページで公表する。
機器等	プレゼンテーションに必要な機器は持参すること。 なお、次の機器は、市で用意したものを使用することができる。 ① プロジェクター(HDMI端子) ② VGA端子ケーブル(10m) ③ HDMIケーブル(5m) ④ ドラムリール(20m) ⑤ スクリーン(1.2m×1.6m) ⑥ レーザーポインター(赤)
その他	① 提案者が事前に提出した企画提案書に基づいて実施 ② 追加提案や追加資料の配布は認めない ③ 提案者の企業概要に関する項目のプレゼンテーションは不要 ④ 質疑応答は、審査会場の出席者が対応すること。

【別表：評価項目】

番号	評価項目	配点	評価の視点
就労前準備訓練事業			
1	事業理解度	5	事業の趣旨・背景について理解した提案となっているか
2	具体性、実現性	5	提案に具体性があり、実現性がある提案となっているか
3	実施体制、方法	10	専門性を発揮し、適切な支援につながる提案となっているか 適切な方法、手段がとれた提案となっているか
居場所支援事業			
4	事業理解度	5	事業の趣旨・背景について理解した提案となっているか
5	具体性、実現性、 実施体制、方法	10	提案に具体性があり、実現性がある提案となっているか 専門性を発揮し、常に適切な支援につながる提案となっているか 適切な方法、手段がとれた提案となっているか
各事業共通			
6	情報共有、連携を 加味した支援体制	5	各事業を併設して実施するにあたり、円滑な情報共有、連携した 支援体制がとれるような提案となっているか その他の関係機関と連携がとれる提案となっているか
全体			
7	独自の取組	5	特色のある提案になっているか。
8	危機管理体制	5	相談業務、利用者間等でのトラブル防止の方策、個人情報等の 漏洩を防止するための方策はとれているか
9	事業実績、ノウハウ	5	受託者として適性があるか 十分な実務経験・ノウハウがあるか(受託実績は本事業と類似のものか)
10	効率的な事業実施	5	コストを意識した提案になっているか。また提案内容に沿った妥当 なものになっているか。
		60	

1.1 最優秀提案者の取扱い

- (1) 審査により順位第一位となった提案者を最優秀提案者とし、委託契約締結に向けた交渉を行う。市が最優秀提案者との協議が不調となったと判断したときは、最優秀提案者との交渉を終了し、第二位の提案者と交渉し、第二位の提案者と不調となった場合は第三位の提案者と交渉する。
- (2) 契約は、本プロポーザル結果に基づく随意契約とする。
- (3) 契約及び手続は、法令の規定のほか、海老名市契約規則及び委託業務契約約款による。

1.2 失格等

参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格又は無効とする。

- (1) この要項に定める手続以外の手法により、選定委員又は担当部署の職員等関係者にプロポーザルに対する援助を直接又は間接的に求めた場合

- (2) 「参加意向申出書」の提出後、契約締結までの期間に本要項の参加資格に掲げる要件を満たさなくなった場合
- (3) 提出書類に虚偽又は不正の記載があった場合
- (4) 他の参加者の応募を妨害した場合
- (5) 本要項に違反した場合
- (6) 公正を欠いた行為があったと認められる場合

1.3 その他

- (1) 次の費用については受託者の負担とする。
 - ア 本プロポーザルに関する費用
 - イ 契約締結に必要な費用（収入印紙等。ただし、本市は非課税につき貼付不要）
 - ウ 契約締結から履行開始日までの間において準備等に要する費用
- (2) 提出された書類等は返却しない。また、市は提出された書類を保存し、記録し、図録等により公表する権利を有するものとし、公表の際の使用料等は無償とする。
- (3) 提出された書類等は審査等において必要な場合は複写する。
- (4) 提出された書類等は、海老名市情報公開条例第7条の規定により公開する場合がある。非公開としたい情報がある場合は、提出様式集の「非公開としたい情報届出書」（様式5）により届け出ること。ただし、届出があった場合においても、海老名市情報公開条例第7条に規定する非公開情報に該当しない場合は、公開する。
- (5) 「参加意向申出書」提出後に辞退する場合は、「海老名市プロポーザル方式参加辞退申出書」（様式6）を提出すること。
- (6) 最優秀提案者が、正当な理由なくして契約締結に応じない場合は、最優秀提案者の決定を取り消す場合がある。
- (7) 契約締結までに、最優秀提案者が業務の履行が確実にないと認められるとき又は著しく社会的信用を損なう等により本業務の受託者としてふさわしくないと認められるときは、最優秀提案者の決定を取り消し、契約を締結しないことがある。
- (8) 本プロポーザルは、業務委託の実施における最優秀提案者の選定を目的に実施するものであり、契約の締結を確約するものではない。また、契約後の業務は必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。
- (9) 本事業の予算が議決されない場合、最優秀提案者との契約交渉が不調となった場合等契約の締結ができなかった場合においても、提案者は、海老名市及び海老名市議会に対し、損害の賠償を請求することはできない。
- (10) 本プロポーザルの参加者は、本プロポーザルの手続において知り得た本市に関する情報を他に漏らしてはならない。
- (11) この要項に定めのない事項については、海老名市プロポーザル方式実施取扱要綱、海老名市契約規則ほか契約関連規程に準ずる。
- (12) この要項に定めるもののほか、必要な事項については選定委員会が定める。